



記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

(同時資料提供：大阪府政記者会、大阪市政記者クラブ)

平成30年12月12日

「大阪府・大阪市へのIRに関する要望」建議について

【お問合せ先】

○大阪商工会議所 地域振興部（登坂・大林）

☎ 06-6944-6323

【概要】

- 大阪商工会議所は、「大阪府・大阪市へのIRに関する要望～大阪・関西の経済発展と活性化に貢献するIRに向けて～」を、大阪府・大阪市に建議する。本要望は、本会議所のツーリズム振興委員会（委員長＝福島伸一・（公財）大阪観光局会長）で取りまとめたもの。
- 7月20日に特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）が成立したことを受け、大阪府・市により今後実施が想定されるIR事業者公募の要項に反映すべき事項を中心に要望する。
- 要望では、「**IR施設が**その役割を十分発揮するためには、**地域の経済と連携して活動することが不可欠**であり、地域全体に経済効果が持続的に波及するよう、開業後の運営においても相互に協力」することが必要との考えのもと、「**国際競争力を有し、持続的に成長し、地元経済発展に貢献するIR**」の実現をめざしている。
- そのため、「**IRと大阪・関西経済団体の連携**」「**地元への経済効果の向上**」「**IRの施設機能・運営**」「**IR事業者の選定**」「**IR開業に向けたスケジュール**」の5点について要望している。
- 具体的には、**法定協議会の設置及び大阪・関西経済団体の参画、納付金等による「大阪IRイノベーション基金（仮称）」の創設、地元調達推進のための調達方針やサプライチェーンの構築、大阪IRにおけるオールインワン型MICEコンセプトの確立と既存MICE施設の在り方検討、大阪・関西が誇る食の魅力を高める施設・企画の提案、IR事業者選定時の事業者評価、審査手続の透明化、大阪IRの最速での開業に向けた取り組み**などを求めている。
- 要望項目は、全11項目。

【要望内容】

I. IRと大阪・関西経済団体の連携

1. 法定協議会の設置及び大阪・関西経済団体の参画（本文1～2ページ）

法定協議会を設置し、その構成員として地元経済団体の代表を含めるべきであり、さらに法定協議会の下に委員会を設けるなどして、各項目に関する継続的な協議の場をもつことを要望する。

II. 地元への経済効果の向上

1. 納付金等による「大阪IRイノベーション基金（仮称）」の創設（本文2ページ）

認定都道府県等納付金の一部を財源として、中小企業やスタートアップ企業の振興、人材育成のための基金「大阪IRイノベーション基金（仮称）」の設立を要望する。

2. 地元調達推進のための調達方針やサプライチェーンの構築（本文2ページ）

IR事業者に対して、地元事業者にもビジネスチャンスが得られるような調達方針やサプライチェーンの在り方、調達パートナーシッププログラムの構築などの提案を義務付けるべきである。

3. 大阪におけるIR人材の育成（本文3ページ）

IR事業者に対し、企業内トレーニングによる人材育成を求めることはもちろん、地元の大学や専門学校と連携したプログラムをともに構築すべきである。

III. IRの施設機能・運営

◆MICE

1. 大阪IRにおける「オールインワン型MICE」コンセプトの確立と既存MICE施設の在り方検討（本文3～4ページ）

我が国を代表する施設を集約設置できるという「オールインワン型MICE」のコンセプトを強く打ち出すとともに、大阪の既存MICEの在り方や役割分担、府市としてのMICE整備への関与についても検討を進めるべきである。

2. MICE誘致に関するIR事業者・官民一体的な体制作り（本文4ページ）

魅力的なMICEイベントを誘致する為、IR事業者と府市・経済団体・大阪観光局等がオール大阪の官民連携の体制作りを進めるとともに、IR事業者のノウハウ共有や人材交流を図るべきである。

◆魅力増進・観光送客

3. 大阪・関西が誇る「食」の魅力を高める施設・企画の提案（本文4～5ページ）

アジアや世界のベストレストラン、世界的な食のMICEの誘致等を通じて「食の都・大阪」を強くアピールできる提案を事業者に求めるべきである。

4. 送り出し機能（関西、西日本等への送客）の効果的な実現と整備（本文5ページ）

大阪・関西の主要観光スポットや、全国の魅力紹介、送客体制に関して効果的な提案をIR事業者に求めるべきであり、IR開業後においても、継続的なモニタリングを実施するべきである。

5. 長期に亘る再投資の担保（本文5ページ）

継続的な集客力を維持するために、実施協定への再投資水準にかかる義務付けの記載など、継続的な再投資が行われるための仕組みを設け、実施状況についても法定協議会等においてモニタリングすべきである。



IV. IR事業者の選定

1. IR事業者選定時の事業者評価、審査手続の透明化（本文5～6ページ）

高いレベルの透明性を確保するため、事業者評価基準や項目の重みづけを開示するとともに、事業者選定過程に係る検討資料や議事録、プレゼンテーション資料等の公開といった手続を確立すべきである。

V. IR開業に向けたスケジュール

1. 大阪IRの最速での開業に向けた取り組み（本文6ページ）

- 2024年度までに我が国初のIRを大阪で開業し、万博との相乗効果を得るためにも、
- (1) 国に対し、制度構築に遅滞が生じないよう最大限要望する、
 - (2) 2024年度の開業が現実的であることを示す明確な根拠に基づく工程表を国に提示する、
 - (3) 府市を中心にインフラ整備を万全の状態にするべきである。

以上

<添付資料>

- 資料1：「大阪・関西の経済発展と活性化に貢献するIRに向けて」（概要版）
資料2：「大阪・関西の経済発展と活性化に貢献するIRに向けて」（本文）

大阪府・大阪市へのIRに関する要望

基本的考え方

大阪・関西の経済発展と活性化に貢献するIRに向けて

- IR施設がその役割を十分に発揮するためには、地域の経済と連携して活動することが不可欠であり、地域全体に経済効果が持続的に波及するよう、開業後の運営においても相互に協力しなければならない。
- IRの立地が予定される夢洲についても、IR区域内だけでなく夢洲全体のまちづくりやインフラ整備のあるべき姿を早期に示していく必要がある。
- 大阪へのIR誘致にあたっては、ギャンブル等依存症や治安・地域風俗環境等の社会的懸念に関して、大阪府・大阪市（以下、府市）はIR事業者も含め責任をもって万全の対策を図る必要がある。
- 2024年度のIR開業を目指し事業者選定の準備を進める府市に対して、「国際競争力を有し、持続的に成長し、地元経済発展に貢献するIR」の実現のため、以下のとおり要望する。

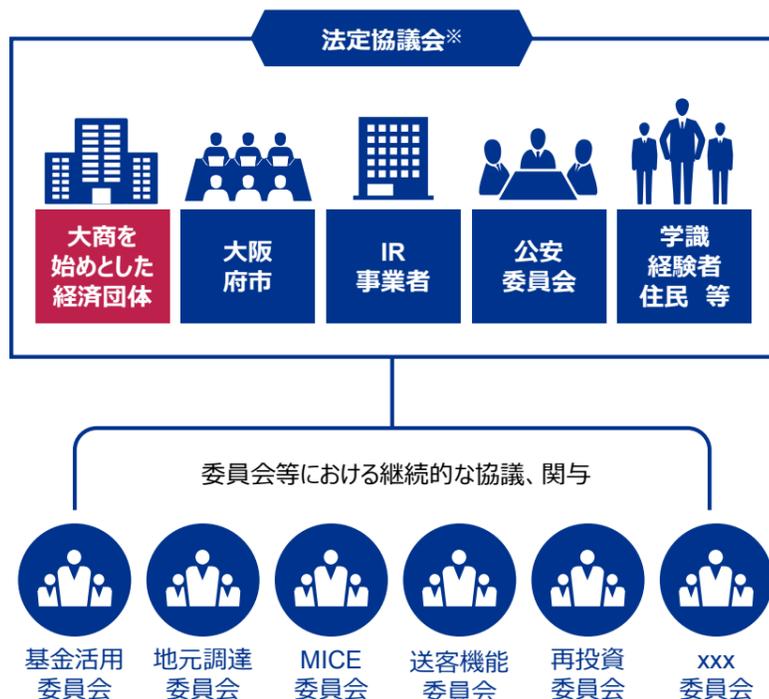
I IRと大阪・関西経済団体の連携

1 法定協議会の設置及び大阪・関西経済団体の参画

府市

法定協議会を設置し、その構成員として地元経済団体の代表を含めるべきであり、さらに法定協議会の下に委員会を設けるなどして、各項目に関する継続的な協議の場をもつことを要望する。

法定協議会への経済団体参画による、継続的な関与モデルの構築



※法定協議会：

IR整備法において、設置が認められている組織であり、都道府県の長、立地市町村の長、IR事業者、公安委員会、学識経験者等により構成される。実施方針の策定及び変更、民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更、認定区域整備計画の実施の状況の報告、その他必要な事項を協議する。

委員会を通じた協議

II 地元への経済効果の向上

1 納付金等による「大阪IRイノベーション基金（仮称）」の創設

府市

認定都道府県等納付金の一部を財源として、中小企業やスタートアップ企業の振興、人材育成のための基金「大阪IRイノベーション基金（仮称）」の設立を要望する。

2 地元調達推進のための調達方針やサプライチェーンの構築

府市

事業者

IR事業者に対して、地元事業者にもビジネスチャンスが得られるような調達方針やサプライチェーンの在り方調達パートナーシッププログラムの構築などの提案を義務付けるべきである。

3 大阪におけるIR人材の育成

府市

事業者

IR事業者に対し、企業内トレーニングによる人材育成を求めることはもちろん、地元の大学や専門学校と連携したプログラムをともに構築すべきである。

III IRの施設機能・運営

>> MICE

1 大阪IRにおける「オールインワン型MICE」コンセプトの確立と既存MICE施設の在り方検討

府市

事業者

我が国を代表する施設を集約設置できるという「オールインワン型MICE」のコンセプトを強く打ち出すとともに、大阪の既存MICEの在り方や役割分担、府市としてのMICE整備への関与についても検討を進めるべきである。

2 MICE誘致に関するIR事業者・官民一体的な体制作り

府市

事業者

魅力的なMICEイベントを誘致する為、IR事業者と府市・経済団体・大阪観光局等がオール大阪の官民連携の体制作りを進めるとともに、IR事業者のノウハウ共有や人材交流を図るべきである。

>> 魅力増進・観光送客

3 大阪・関西が誇る「食」の魅力を高める施設・企画の提案

府市

事業者

アジアや世界のベストレストラン、世界的な食のMICEの誘致等を通じて「食の都・大阪」を強くアピールできる提案を事業者に求めるべきである。

4 送り出し機能（関西、西日本等への送客）の効果的な実現と整備

府市

事業者

大阪・関西の主要観光スポットや、全国の魅力紹介、送客体制に関して効果的な提案をIR事業者に求めるべきであり、IR開業後においても、継続的なモニタリングを実施するべきである。

5 長年に亘る再投資の担保

府市

事業者

継続的な集客力を維持するために、実施協定への再投資水準にかかる義務付けの記載など、継続的な再投資が行われるための仕組みを設け、実施状況についても法定協議会等においてモニタリングすべきである。

IV IR事業者の選定

1 IR事業者選定時の事業者評価、審査手続の透明化

府市

高いレベルの透明性を確保するため、事業者評価基準や項目の重みづけを開示するとともに、事業者選定過程に係る検討資料や議事録、プレゼンテーション資料等の公開といった手続を確立すべきである。

V IR開業に向けたスケジュール

1 大阪IRの最速での開業に向けた取り組み

府市

- 2024年度までに我が国初のIRを大阪で開業し、万博との相乗効果を得るためにも、
- 1) 国に対し、制度構築に遅滞が生じないよう最大限を要望する、
 - 2) 2024年度の開業が現実的であることを示す明確な根拠に基づく工程表を国に提示する、
 - 3) 府市を中心にインフラ整備を万全の状態にするべきである。

平成 30 年 12 月

大阪府・大阪市への I R に関する要望 ～大阪・関西の経済発展と活性化に貢献する I R に向けて～

大阪商工会議所

本年 7 月に特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）が成立し、統合型リゾート施設（I R）を大阪に誘致するプロセスが具体化している。そこで、大阪商工会議所は、世界中から観光客のみならず、ビジネスや学術・研究などの「インバウンド」を増やす仕組みが強化され、大阪・関西の経済発展と活性化に貢献する I R のあるべき姿について検討を重ね、ここに要望として取りまとめた。

大阪において I R 施設がその役割を十分に発揮するためには、地域の経済と連携して活動することが不可欠である。地域全体に経済効果が持続的に波及するよう、I R 事業者選定や開業に至るまでの段階のみならず、開業後の運営においても相互に協力しなければならない。また、I R の立地が予定される夢洲についても、I R 区域内だけでなく夢洲全体の中長期的なまちづくりやインフラ整備のあるべき姿を早期に示していく必要がある。なお、大阪への I R 誘致にあたっては、ギャンブル等依存症や治安・地域風俗環境等の社会的懸念に関して、大阪府・大阪市（以下、府市）は I R 事業者も含め責任をもって万全の対策を図る必要があることは言うまでもない。

今後、府市による事業者公募の実施、国による区域整備計画の認定等、開業に向けた動きが予定されている。ついては、府市が実施を予定する事業者公募にあたって、「国際競争力を有し、持続的に成長し、地元経済発展に貢献する I R」の実現のため、「I R と大阪・関西経済団体の連携」、「地元への経済効果の向上」、「I R の施設機能・運営の強化」等を要望する。

記

I. I R と大阪・関西経済団体の連携

1. 法定協議会の設置及び大阪・関西経済団体の参画〈府・市〉*

I R 整備法第 12 条によると、設置都道府県等は、実施方針の策定及び変更、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更、その他必要な事項について協議するための協議会を任意で組織することができる¹。I R 設置に伴う様々な事項を協議できる場として、まずはこの法定協議会を設置し、構成員として地元経済団体の代表を含め

* 各項目の後の〈 〉に要望対象先を明記。

¹法定協議会の構成員：都道府県等の長、立地市町村等の長、公安委員会、都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県が必要と認める者、民間事業者（I R 事業者）を選定した場合にはその事業者。

るべきである。地元経済団体が I R 運営に対して継続的に関与することにより、地元経済界と I R が Win-Win の関係を築くための定期的な協議が実現すると考えられる。

さらに、法定協議会の下に委員会を設けるなどして、以下で提案する各項目（大阪 I R イノベーション基金の使途、地元調達の推進、送客機能連携、再投資の実施状況等）に関する継続的な協議の場（以下、「法定協議会等」）をもつことを要望する。

II. 地元への経済効果の向上

1. 納付金等による「大阪 I R イノベーション基金（仮称）」の創設〈府・市〉

I R 整備法では、認定都道府県等納付金（いわゆるカジノ納付金の自治体分）の使途として、観光、地域経済、文化芸術の振興等が挙げられている。府市は、I R により生み出される貴重な財源を定められた目的に沿って有効かつ適切に執行することが求められる。

また、とりわけ地域においては、I R で必要とされる高度なサービス提供など I R によって、新たなビジネス機会創出の可能性が高まる一方、優秀な人材が I R 施設に転職するなど人材逼迫の影響が生じる懸念があるなど、地域の経済構造に大きな変化をきたすと想定される。そこで、このような変化への対応の観点から、納付金の一部を財源とした中小企業、スタートアップ企業の振興や人材育成のための基金「大阪 I R イノベーション基金（仮称）」の設立を要望する。

なお、本基金の使途の適切性の確認については、法定協議会等において、継続的に関与するスキームとすることを提案する。

2. 地元調達推進のための調達方針やサプライチェーンの構築〈府・市／事業者〉

I R に対する地元経済の活性化への期待は大きいため、I R 事業者から大阪・関西の企業発展につながる取り組みについて具体的な提案を求めるべきである。なかでも、中小企業が活躍の機会を得られることを明確に示すことが必要である。かかる観点から、I R 事業者に対して、各種商品・サービス調達について、地元事業者にもビジネスチャンスが得られるような調達方針やサプライチェーンの在り方、また、地元商工会議所のネットワークを活用した調達パートナーシッププログラム²の構築などの具体的な提案を義務付けるとともに、I R 事業者選定における評価項目としても明記すべきである。さらに、地元経済との連携のあり方に関して、法定協議会等において継続的に協議されたい。

² マカオでは、2016 年から I R 事業者とマカオ商工会議所が共同で「地元中小企業調達パートナーシッププログラム」を開始している。プログラム内容は、地元中小企業を招待しての商談会を開催し、調達先を発掘するとともに、商談会で選定された地元中小企業は供給能力や競争力を高めるトレーニングプログラムを受けることもできる。

3.大阪におけるIR人材の育成〈府・市／事業者〉

持続的に成長し、地元経済の発展に貢献できるIRを実現するためには、IR人材の確保・育成、ならびに人手不足に対応した業務効率化の双方を進めていくことが必要である。そのため府市は、IR事業者に対して、これらについて実現可能なプランの具体的な提案を求めるとともに、IR事業者選定における評価項目としても組み込むべきである。

IRはこれまで我が国には無かった新業態であり、カジノ、ホテル、MICE、エンターテインメントなど多様な業態と職種が存在し、そこで働く人材には高品質なサービスの提供はもちろんのこと、VIP対応をはじめ一般的なサービス業の施設とは異なる要素が求められる。そのため、IR事業者に対して企業内トレーニングによる人材育成を求めることはもちろん、IR事業者が地元の大学や専門学校と連携し、観光系やICT系学部の学生向け講座、IR施設現場でのインターンシップ³といったプログラムをともに構築すべきである。

Ⅲ. IRの施設機能・運営

国際競争力を有し、持続的に成長し、そして地元経済の発展に貢献するIRであるためには、MICEやエンターテインメント等の魅力増進、観光・送客機能の位置づけは非常に重要であることから、以下のとおり要望する。

【MICE】

1. 大阪IRにおける「オールインワン型MICE」コンセプトの確立と既存MICE施設の在り方検討〈府・市／事業者〉

国の区域整備計画の認定において、MICEに関するIR事業者及び府市の取り組みは、最も重視されるポイントのひとつである。IRを構成するMICE施設には、「我が国を代表する規模の施設」であることが求められている。

大阪IRの最大の特徴は、夢洲における広大な区域を最大限活用して、我が国を代表するようなMICE、すなわち、10万㎡を超える国際展示場や少なくとも5,000人規模の会議室の収容人数を有する国際会議場（施設全体では1万人規模）、さらにアリーナ施設、屋内外スタジアムなどを一体的に集約設置できることにある。このことは国際的なMICEイベントの誘致において大きなアドバンテージになりうるため、府市はMICE施設の機能要件に関して「世界水準の競争力を備えたオールインワン型MICE」のコンセプトを強く打ち出し、IR事業者に求めるべきである。

³ マカオでは、IR事業者側において在学生を対象とした包括的なOJTを行う、座学を含む長期のパートタイム勤務や、卒業生を対象としたマネジメント職になるためのトレーニングを行う短期のフルタイム勤務といった異なる形態・内容のプログラムを用意している。豪メルボルンでは、IR事業者がIRの業務運営に必要となるノウハウを習得する教育機関を備えており、観光、ホスピタリティ、ホテル、経営管理等に関するプログラムを用意している。

世界に通用する国際競争力があるMICE施設の整備を行うとともに、平日のビジネス対応から休日の観光客対応、中小規模のイベント対応まで、様々なニーズに対応できるような柔軟な施設構造とする必要がある。

なお、大阪IRにおいてオールインワン型MICEとして整備するにあたっては、大阪の既存MICE施設の在り方や、役割分担についての再度検討を急いで行うとともに、府市としてのMICE整備への関与の在り方についても併せて検討を進めるべきである。

2. MICE誘致に関するIR事業者・官民の一体的な体制づくり《府・市／事業者》

MICE誘致は今や都市間競争として熾烈を極めており、前述のオールインワン型MICEにいかに関魅力的な事業を誘致できるかに関しては、ことIR事業者だけに任せられるものではなく、府市・大阪観光局、経済団体等、地元の関係機関が一丸となって取り組む課題である。

さらに、世界的なMICEイベントの誘致において、知事・市長のトップセールスは欠かすことができないように、府市・経済団体・大阪観光局等がオール大阪の官民連携による戦略的誘致の推進が不可欠であり、旅行会社やPCO（コンベンションの企画・運営専門企業）などMICE関連事業者も交えた体制作りを急がれたい。なお、体制の維持や誘致にかかるコストについては、納付金を活用すべきである。

また、MICE事業の推進にあたっては、誘致を担う人材の育成・確保が喫緊の課題である。この点においても、世界的なMICE誘致ネットワークを有するIR事業者のノウハウ共有や人材交流を図るしくみを作られたい。

【魅力増進・観光送客】

3. 大阪・関西が誇る食の魅力を高める施設・企画の提案《府・市／事業者》

大阪IRを世界の他のIRと差別化するために、IR事業者に対しては、常に世界水準の競争力を備え、世界中に類を見ない新しいエンターテインメントの提案を求めべきである。あわせて大阪・関西の文化歴史を深く理解したうえで、その魅力を最大限に生かしグローバルに発信できる取り組みを求めべきである。

なかでも「食」は天下の台所・大阪のキラーコンテンツである。日本中から集まる最高の食材を使い、国内外の多様な食を楽しめる我が国の「食の都・大阪」に位置するIRを通じて、アジア、世界に向けて強くアピールできる具体的なアクションプランの提案を事業者に求めるべきである。たとえば、アジアや世界のベストレストランや世界的な食のMICEの誘致、多種多彩な食を堪能できる施設の設置や大阪市内の既存店との連携によるエンターテインメント事業の企画などが考えられる。

このように、大阪に來れば食に関する最高の満足が得られるというガストロノミーツーリズムの確立をIR事業者に求めることで、食をエンターテインメントと送客の両面から強く押し出すべきである。

4. 送り出し機能（関西、西日本等への送客）の効果的な実現と整備〈府・市／事業者〉

大阪IRを來訪する観光客がIRに滞在するのみならず、大阪・関西をはじめとして全国に送客する機能は、IRに求められる重要な機能のひとつである。そこで、例えば、瀬戸内をはじめとした西日本の各リゾートに観光客を送客するヘリポートの整備や、通常はIR区域内のホテル、エンターテインメント施設等で利用されるコンプレックス⁴を活用した大阪市内や関西への人の流れやイベント等との有機的連携、大阪・関西の主要観光スポット、西日本を中心とした全国の魅力紹介など、送客体制に関して、効果的な提案をIR事業者に対して求めるとともに、事業者選定評価においても重視する項目とすべきである。また、IR開業後も送客機能が十分に機能しているか、法定協議会等で継続的にモニタリングを行うべきである。

また、送客機能の観点からは、空運、陸運とともに、舟運の観点も重要である。府市は、水都大阪の玄関口であり瀬戸内に開き舟運の拠点となり得る夢洲に、海上交通アクセス網を整備できるよう大型客船や遊覧船、関西国際空港との連絡船等の寄港が可能となるような港湾施設の整備を行うことで、大阪IRの魅力をより一層高めるべきである。

5. 長期に亘る再投資の担保〈府・市／事業者〉

IR施設の魅力を維持・発展させ継続的な集客力を維持するためには、初期投資だけでなく開業後の継続投資が十分に行われるための契約と仕組みが必要である。府市がIR事業者と締結する実施協定に、ノンゲーミング施設に対する再投資水準にかかる義務付け（但し、区域認定の更新⁵を条件として）を記載するなど、継続的な再投資が行われるための仕組みを設けるべきである。なお、再投資の実施状況については法定協議会等においてモニタリングすべきである。

IV. IR事業者の選定

1. IR事業者選定時の事業者評価、審査手続の透明化〈府・市〉

大阪におけるIR事業者選定が我が国初となれば、社会的インパクトは極めて大き

⁴ 一般に顧客のカジノ行為に比例して提供される金銭や役務の提供等を指す（「カジノ行為関連景品類」）。

⁵ 区域整備計画の認定の有効期間は、最初の区域整備計画の認定の日から起算して十年とされており、その後は区域整備計画の認定の日から起算して五年とされている。（IR整備法第10条）

く、選定過程に関する公平性が担保された事業者選定を行うと共に、将来にわたる説明責任に耐えうる審査の透明性確保が求められる。選定過程の透明性を担保するため、事業者評価基準、評価項目の重みづけを明確に開示するとともに、最終事業者選定過程に係る検討資料、議事録等の公表や、IR事業者によるプレゼンテーション内容の公開⁶等、徹底した透明性を確保する手続を確立すべきである。

V. IR開業に向けたスケジュール

1. 大阪IRの最速での開業に向けた取り組み〈府・市〉

府市が予定している2024年度のIRの開業はスケジュール通りに実現する必要がある。そのため、国に対して、各種ガイドライン等の早期の整備及び区域認定手続きについて遅滞が生じないよう要望を行う必要がある。府市においても、事業者選定、区域整備計画の策定といったIR開業への一連の手続きについて、明確な根拠に基づく工程表を国に提示し、2024年度のIR開業が現実的なスケジュールであることを国に認めさせる必要がある。

一方で、2024年度の開業を実現するためには、国による区域認定後、直ちにIR開業に向けた取り組みが進められるよう、夢洲のインフラ整備を万全の状態にしておく必要がある。インフラ整備負担については、一定の負担を事業者に求めるとしても、原則的には府市が中心となって万全の体制で準備することが必要であり、府市は早期開業の前提となるインフラ整備に関して財源も含めたスキームを早期に確定させる必要がある。

こうした取り組みを通じて、大阪IRをわが国で最初のIRとすることによって、万博とのシナジーも含め、IR誘致がもたらす大阪・関西へのインパクトを最大化することができる。

以上

⁶ 米ニューヨーク州におけるIR事業者選定においては、選定過程に関するIR事業者提案資料が公表されており、米マサチューセッツ州におけるIR事業者選定においても、選定にかかる判断根拠について詳細に開示されている。